

兵庫県公報

平成26年11月11日 火曜日 第 2645 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	1
○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○昭和57年兵庫県告示第2265号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	9
○平成17年兵庫県告示第986号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	9
○道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○特約業者の指定の取消し（税務課）	10
○平成26年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	10
選挙管理委員会告示	
○平成23年兵庫県選挙管理委員会告示第63号の訂正	11
○平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号の訂正	11
○平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号の訂正	12
○平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第11号の訂正	13

告 示

兵庫県告示第985号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 今回認可した農用地利用配分計画の概要
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	

26	第7号	東徳久地区 農事組合法人	佐用郡佐用町東徳久2358番地	佐用郡佐用町東徳久土器田206—1ほか444筆
	第8号	農事組合法人 ファームくだわ	朝来市和田山町久田和658番地2	朝来市和田山町久田和繩手492—1ほか129筆
	第9号	前川 務	南あわじ市松帆脇田247番地	南あわじ市松帆脇田中浜甲163—1
	第10号	山崎 弘	南あわじ市賀集生子50番地	南あわじ市賀集生子生子1104ほか1筆
	第11号	横田了識	南あわじ市中条中筋1489番地	南あわじ市広田中筋古畑291—1ほか9筆
	第12号	淡路島希望食品 有限公司	南あわじ市神代地頭方1225番地	南あわじ市広田中筋細田1268ほか4筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成26年10月30日



兵庫県告示第986号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	照也土井、丸宮土井、茂広波、照忠土井、千代藤土井、芳悠土井、宮喜、菊優土井、宮菊城、照村土井、広阿津土井、柏菊土井、照憲土井、丸尚土井、宮荻正、丸典土井、丸明波、西清土井、西上土井、丸秀土井、照武土井、照立土井、西杉土井、奥人、富亀土井、茂池波、丸池土井、照海土井、茂船波、丸南土井、照香土井、丸市土井、忠金土井
	豚	デュロック種	アイリスサクラヒヨチク11-299
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	丸富士井、菊西土井、芳山土井、茂初波、茂和美波、丸春土井、照和土井、丸石波、奥虎、丸政土井、茂栄波



兵庫県告示第987号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市長野字小杉169（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第988号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市長野字小杉169（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第989号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大谷字奥谷179の2から179の5まで、180の109
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第990号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大谷字末広89の2から89の11まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大久保字ム子畑上1505の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大久保字ム子畑上1505の3、1505の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第993号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大久保字ム子畑上1505の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大久保字スリ畑1508、1509
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第995号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町藤和字大野3001の1、3001の6、1の7、3001の8、3001の11
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第996号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町和田字和谷75の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第997号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（既成図数値化、道路台帳新規作成及び修正）
- 2 作業期間
平成25年7月26日から平成26年3月25日まで
- 3 作業地域
神戸市全域



兵庫県告示第998号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
金剛山	たつの市		揖保川町 金剛山	宮ノ前 木生谷 一本松	537番1の一部、538番、539番、540番1の一部、562番の一部、563番の一部、564番、565番の一部、565番1、566番の一部、568番・569番1・570番1・571番1・572番1合併の一部、539番から540番1に至る地先の道路敷の一部、566番地先の道路敷の一部、562番地先の水路敷の一部 620番12の一部 621番1の一部、621番1の1、621番2、621番3の一部、621番4、621番5の一部、621番6、621番7の一部、621番8の一部、621番9、621番10から621番12までの各一部、621番17、621番18の一部



兵庫県告示第999号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
余部	美方郡	香美町	香住区余部	寺ノ谷	1661番2の一部、1662番の一部、1663番の一部、1667番2の一部、1667番2地先の水路敷の一部

				ホウキノ谷	1668番から1672番まで、1673番の一部、1674番、1675番1の一部、1683番2の一部、1684番の一部、1685番1の一部、1685番14の一部、1687番1の一部、1687番9の一部、1688番の一部、1689番の一部、1689番1の一部、1690番の一部、1691番、1692番、1684番から1688番に至る地先の道路敷の一部、1687番1地先の道路敷
--	--	--	--	-------	--



兵庫県告示第1000号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
守 柄	美 方 郡	香 美 町	香住区守柄	堂ノ前	239番の一部、246番の一部、247番の一部、246番地先の道路敷の一部
				川 東	253番の一部、260番から263番までの各一部、264番1の一部、266番の一部、267番、268番、269番から271番までの各一部、283番1の一部、283番2の一部、285番の一部、286番の一部、301番の一部、302番の一部、304番の一部、305番1の一部、305番2の一部、306番1の一部、307番の一部、308番、302番地先の道路敷の一部
				谷 山	308番3の一部、308番4の一部、310番の一部、311番、312番の一部、313番の一部、320番1の一部、308番4地先の道路敷の一部



兵庫県告示第1001号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
三 谷	美 方 郡	新 温 泉 町	三 谷 浜 坂	鎌 谷	69番1の一部、69番4の一部
				釜 谷	292番1の一部、338番
				秋 葉 台	320番83の一部、320番85の一部、320番86の一部、320番90の一部



兵庫県告示第1002号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
福良新道(2)	南あわじ市		福 良	岩 川 新 道	甲1263番1の一部、甲1266番1、甲1266番4の一部、甲1266番5の一部、甲1272番1の一部 甲1289番の一部



兵庫県告示第1003号

昭和57年兵庫県告示第2265号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中福良新道の項を次のように改める。

福 良 新 道	南あわじ市		福 良	岩 川 新 道	甲1283番、甲1284番1から甲1284番4まで、甲1285番 甲1289番の一部、甲1291番、甲1291番1から甲1291番6まで、甲1292番1から甲1292番3まで
---------	-------	--	-----	------------	--



兵庫県告示第1004号

平成17年兵庫県告示第986号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中宮脇の項を次のように改める。

宮 脇	美 方 郡	新 温 泉 町	宮 脇	上エノ山 宮ノ下モ	22番2の一部、22番3の一部、23番1の一部、22番3から23番1に至る地先の道路敷の一部 99番1、99番2、99番4から99番6まで、99番7の一部、100番から111番まで、112番1、112番2、113番、114番の一部、115番から119番まで、120番1、120番2、121番、122番、124番、125番、127番、128番、174番1の一部、175番1の一部、175番2の一部、176番の一部、176番1の一部、193番の一部、105番から112番2に至る地先の
-----	-------	---------	-----	--------------	---

				道路敷、106番から107番に至る地先の道路敷、108番地先の道路敷、119番から120番2に至る地先の道路敷、112番1から174番1に至る地先の道路敷の一部、124番から125番に至る地先の水路敷、103番から104番に至る地先のキシ、109番から110番に至る地先のキシ
			ズベトウ	87番の一部、87番地先の道路敷の一部



兵庫県告示第1005号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0001号	26.10.29	宍粟市山崎町三谷字向山37番4、41番の一部	5.70~6.00	69.23

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
神戸三協石油 株式会社	神戸市須磨区西落合2-7	平成26年9月7日



平成26年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成26年10月22日に次の者を表彰した。

平成26年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

- 小豆澤 裕 子 神戸市灘区
- 磯 部 芳 久 神戸市兵庫区
- 猪 塚 康 良 神戸市垂水区
- 尾 上 正 姫路市
- 木 村 俊 夫 神戸市北区
- 原 修 平 宝塚市
- 福 井 利 文 神戸市東灘区
- 藤 岡 康 秀 神戸市灘区

牧 孝 子 尼崎市
 松 岡 一 典 神戸市西区
 松 原 ひとみ 小野市
 村 岡 弘 義 芦屋市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

自由民主党兵庫県西宮市第二支部から提出された平成22年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成23年兵庫県選挙管理委員会告示第63号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成26年11月11日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県西宮市第二支部の欄中

「 寄附	1,320,000			
団体分	1,320,000		を	
「 寄附	1,320,000			
団体分	1,200,000		に、	
政治団体分	120,000		」	
「 (団体分)				
八鹿電機(株)	1,200,000	朝来市		を
サンメイ通商(株)	120,000	西宮市		」
「 (団体分)				
八鹿電機(株)	1,200,000	朝来市		に改める。
(政治団体分)				
サンメイ会	120,000	西宮市		」



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

自由民主党兵庫県西宮市第二支部から提出された平成23年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成26年11月11日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県西宮市第二支部の欄中

「 寄附	1,120,000			
団体分	1,120,000		を	
「 寄附	1,120,000			
団体分	1,000,000		に、	
政治団体分	120,000		」	
「 (団体分)				
八鹿電機(株)	1,000,000	朝来市		を
サンメイ通商(株)	120,000	西宮市		」
「 (団体分)				
八鹿電機(株)	1,000,000	朝来市		に改める。
(政治団体分)				
サンメイ会	120,000	西宮市		」

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第63号**

自由民主党兵庫県第九選挙区支部、自由民主党兵庫県第七選挙区支部、自由民主党兵庫県西宮市第二支部、兵庫県歯科医師連盟西区支部から提出された平成24年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成26年11月11日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第九選挙区支部の欄中

|                                       |            |       |
|---------------------------------------|------------|-------|
| 「 1 収入総額                              | 82,471,746 |       |
| 前年繰越額                                 | 29,140,346 |       |
| 本年收入額                                 | 53,331,400 | を     |
| 2 支出総額                                | 43,009,122 | 」     |
| 「 1 収入総額                              | 82,877,746 |       |
| 前年繰越額                                 | 29,140,346 |       |
| 本年收入額                                 | 53,737,400 | に、    |
| 2 支出総額                                | 43,415,122 | 」     |
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入               | 19,250,000 | を     |
| 自由民主党本部                               | 19,250,000 | 」     |
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入               | 19,656,000 |       |
| 自由民主党本部                               | 19,250,000 | に、    |
| 自由民主党兵庫県支部連合会                         | 406,000    | 」     |
| 「 政治活動費<br>（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出） | 21,363,267 |       |
| 組織活動費                                 | 10,773,148 |       |
| 選挙関係費                                 | 7,302,349  | を     |
| 機関紙誌の発行その他の事業費                        | 273,900    |       |
| 政治資金パーティー開催事業費                        | 81,900     |       |
| その他の事業費                               | 192,000    |       |
| 調査研究費                                 | 1,613,870  |       |
| 寄附・交付金                                | 1,400,000  | 」     |
| 「 政治活動費<br>（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出） | 21,769,267 |       |
| 組織活動費                                 | 10,773,148 |       |
| 選挙関係費                                 | 7,302,349  |       |
| 機関紙誌の発行その他の事業費                        | 273,900    | に改める。 |
| 政治資金パーティー開催事業費                        | 81,900     |       |
| その他の事業費                               | 192,000    |       |
| 調査研究費                                 | 1,613,870  |       |
| 寄附・交付金                                | 1,400,000  |       |
| その他の経費                                | 406,000    | 」     |
| 収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第七選挙区支部の欄中    |            |       |
| 「 1 収入総額                              | 27,261,816 |       |
| 前年繰越額                                 | 1,298,705  | を     |
| 本年收入額                                 | 25,963,111 | 」     |
| 「 1 収入総額                              | 27,401,816 |       |



収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党村岡支部の欄中

|                                          |                    |        |
|------------------------------------------|--------------------|--------|
| 「 1 収入総額                                 | 674,755            |        |
| 前年度繰越額                                   | 68,942             | を      |
| 本年收入額                                    | 605,813            | 」      |
| 「 1 収入総額                                 | 876,755            |        |
| 前年度繰越額                                   | 68,942             | に、     |
| 本年收入額                                    | 807,813            | 」      |
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入<br>自由民主党兵庫県支部連合会 | 605,800<br>405,800 | を      |
| 「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入<br>自由民主党兵庫県支部連合会 | 807,800<br>607,800 | 」に改める。 |